

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

専決第6号

過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例の制定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

八幡浜市長 大城 一郎

記

過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 市の区域内において、生産設備等を新設し、又は増設した者で、次に該当するものについては、固定資産税を課税免除することができる。</p> <p>(1) 法第2条第2項の規定による公示の日から <u>平成33年3月31日</u>までの期間内に、生産設備等を新設し、又は増設したもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 市の区域内において、生産設備等を新設し、又は増設した者で、次に該当するものについては、固定資産税を課税免除することができる。</p> <p>(1) 法第2条第2項の規定による公示の日から <u>平成31年3月31日</u>までの期間内に、生産設備等を新設し、又は増設したもの</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

